

【論文提出者】 社会文化科学研究科 人間・社会科学 専攻
フィールドリサーチ 領域
氏名 李 孟娟

【論文題目】 “給”構文の拡張について

【授与する学位の種類】 博士（文学）

【論文審査の結果の要旨】

中国語の動詞“給”は、「与える」という意味での二重他動詞としての用法の他に、与格マーカー（帰着点・受益者）、受動態マーカー、使役マーカーなどとして分析することのできるさまざまな用法をもっている。本学位論文は、これらの用法を、「実詞」から「虚詞」を派生する「文法化」の結果とみなして「虚詞」としての用法を「介詞」あるいは「助詞」として記述するのではなく、他の動詞と二動詞構文を構成する動詞として分析する研究である。これらの用法での“給”は、動詞としての同一性を保った多義関係にあると主張し、その根拠の一つとして、「反復の制約」、たとえば他の二重他動詞が“給”を伴う間接目的語を前置できるのに対し、二重他動詞“給”は“給”が反復することになる間接目的語前置構文をもたない、というように、これらの機能の異なる「虚詞」的用法の共起が認められない点をあげる。このように“給”を動詞と見る先行研究としては朱徳熙(1979)があるが、この論考と同様に、動詞と“給”の構成する二動詞構文が動詞の種類に応じて異なる点に着目し、より幅広い他動詞について、どんな種類の動詞が“給”とどのような二動詞構文を構成しどのような構文の拡張がみられるかを論じる。

これらの構文は、「実詞」としての“給”がとりうる次の二つの構文のいずれかと共通の「構文スキーマ」を共有しつつ、二動詞構文として拡張したものであるとし第1章で説明する。

- (1) 二つの目的語項を要求し、直接目的語項の位置変化と、間接目的語項の状態変化の二つの変化を含意しうる二重他動詞構文。
- (2) 間接目的語項に代わって補語が後続し、直接目的語項のみがコード化される結果構文。

第3章と第4章では、(1)により、常に二重他動詞構文となる「介詞」としての用法を説明する。“給”を「介詞」ではなく二重他動詞とみることにより、“給”に導かれた間接目的語が、直接目的語とどのような関係にあるかという観点を導入した点に記述上の大きな特徴がある。多くの構文で間接目的語は直接目的語の移動先であるが、受益構文の成立条件として、直接目的語が間接目的語の接近可能領域にあるか、間接目的語を移動元として主語・間接目的語と異なる第三者の領域へ移動する場合に限られる、とする分析は、新しい知見であるといえる。また、間接目的語として受益者が新たに導入される結果、移動先としての第三者をはじめ、「背景化」されて含意はされるがコード化されない参加者が現れることを根拠に、受益構文も二重他動詞構文であり、“給”はやはり動詞であるとする分析は、この場合の“給”のみを介詞と認める朱徳熙(1979)よりさらに徹底したものとなっている。受動構文や「把字句」(直接目的語前置構文)のような直接目的語の変化を「前景化」する構文での“給”の出現は(2)により第5章で説明される。直接目的語が前置され、“給”に後続する補語の位置に直接目的語を欠く動詞句が現れて結果状態を表わす、という受動構文と「把字句」の共通点を捉えた分析である。

「介詞」“給”を認めないという独創的な視点からの論述であり、なぜそのような分析をとらなければならないのかの説明は第2章の先行研究の記述だけでは不十分な感もあるが、結果として説明できる点が多いことは記述を熟読すれば明らかである。また、中国語の二重他動詞構文の記述として、一般言語学的な寄与も期待される発展性のある研究の成果と認めることができる。

以上の所見により、学位論文として適格であると判断する。

【最終試験の結果の要旨】

上記の者に関して、平成27年7月6日14時30分より15時50分まで、文・法棟応接室において、審査委員会委員5名による口述試験を実施した。論文の内容に関する質問に適切に応答し、また、研究の今後の展望についての質問に対する応答も得られた。

また、同日16時より17時まで、文・法棟共用会議室において、公開論文発表会を実施して、論文全体についての発表を行なった。聴衆からの質疑に対する応答は適切であった。これらにより、審査委員会は、当該研究テーマについて博士の学位にふさわしい学力および関連領域に関する十分な知識を備えていることを確認した。学位論文審査の結果と合せて、申請者に博士（文学）の学位を授与することができると判断する。

【審査委員会】

主査 児玉 望
委員 植田 均
委員 茂木 俊伸
委員 福澤 清
委員 シンジルト